

加古川市長 様

申請年月日 年 月 日

加古川市移住支援金交付申請書 (兼実績報告書及び請求書)

加古川市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類	就業	テレワーク	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	起業	関係人口	(請求金額)	円

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「加古川市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
別紙3「加古川市移住支援事業に係る申請要件」に記載された内容について	A. 該当する	B. 該当しない
申請日から5年以上継続して、加古川市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(テレワークの場合のみ記載) 加古川市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所・現住所への転入日

転出元住所	〒
転入日	

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

(裏面あり)

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

7 移住支援金の振込口座

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合	本店 出張所 支店 支所
預金種目	普通・当座・貯蓄	口座番号
口座名義人	(フリガナ)	

※ 本人名義の口座に限る。

管理コード (兵庫県及び加古川市使用欄) (求人管理番号または【起業】管理コード等)	
---	--

<添付書類>

【全ての方】

- ・写真付き身分証明書 (提示により本人確認ができる書類) の写し
- ・住民票除票又は戸籍附票の写し (移住元での居住地、在住期間を確認できる書類)
- ・現住所の住民票の写し
- ・市税確認承諾書 (収税課様式)
- ・移住支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し (振込口座の情報が確認できるもの)

【東京23区への通勤者であった方】

- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書 (移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類)
- ・雇用保険被保険者証の写し等 (雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

【東京23区に通勤していた法人経営者であった方】

- ・履歴事項全部証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
- ・(履歴事項全部証明書等が提出できない場合) 業務委託契約書、法人設立届出書の控え、法人税の納税証明書等 (必要に応じて複数年度分)

【東京23区に通勤していた個人事業主であった方】

- ・開業届の写し等 (移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類)
- ・(開業届の写し等が提出できない場合) 業務委託契約書、納税証明書等 (必要に応じて複数年度分)

【東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であった方】

- ・卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類)
- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書 (移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類)
- ・雇用保険被保険者証の写し等 (雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

【世帯向けの金額を申請する場合】

- ・移住元の住民票の除票の写し (申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での居住地を確認できる書類)

【移住支援金(就業)の場合】

- ・就業先企業等の就業証明書 (移住後に証明された、応募日や雇用形態等を確認できる書類)

【移住支援金(テレワーク)の場合】

■ 企業に雇用されている方

- ・就業先企業等の就業証明書 (移住後に証明された、自己の意思等を確認できる書類)

■ 法人経営者

- ・所属先企業等の就業証明書 (移住後に証明された書類)
- ・履歴事項全部証明書

■ 個人事業主

- ・就業証明書、就業時間の証明書 (移住後に本人が証明した書類)
- ・業務委託契約書等 (移住後に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)
- ・開業届の写し又は確定申告書の写し
- ・申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(売上台帳の該当部分、通常の入金記録及び請求書の写し、確定申告書の写し※等)

※確定申告に必要となる帳簿や売上記録などの写しを含む。

(例) 総勘定元帳、売上台帳、収支内訳書、請求書や領収書の写しなど、売上や収支の状況が確認できる書類。

【移住支援金(関係人口)の場合】

- ・農林水産業に従事していることが確認できる書類 (移住後に証明された書類)

【移住支援金(起業)の場合】

- ・起業家支援事業交付決定通知書の写し